


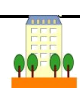



看護職員雇用条件等

(平成31年4月1日現在)

職 種	看 護 師 (看護師免許取得予定者含む)			助 産 師 (助産師免許取得予定者含む)																										
給与(月額) 基本給+地域手当3%	(4大卒者) 214343 円	(3年課程卒者) 204764 円	(2年課程卒者) 196215 円	(助産師免許所有者(4大卒者)で 産科病棟に配属された者に限る) 217227 円																										
摘 要	看護師免許試験に合格した新卒者は、4月1日より「看護師」又は「助産師」として採用します。 なお、本院採用決定後の看護師免許試験不合格者は、採用を取り消します。 免許取得後の経験は、規則により基本給に加算される場合があります。 																													
各種手当	通勤手当、住居手当、扶養手当、超過勤務手当、夜間看護手当、夜勤手当 等 ※実情、勤務実態により支給されます。																													
期末・勤勉手当 (ボーナス)	6月期(支給日 6/30)・・・2.15ヶ月分(採用年度は0.645ヶ月分) 12月期(支給日 12/10)・・・2.15ヶ月分 ※基本給に対し支給されます。ただし、在職期間により支給率が異なります。			合計4.30ヶ月分/年 (初年度合計 2.795ヶ月分/年)																										
昇 給	年1回の昇給があります。(原則)																													
赴任旅費等	採用に伴い転居した場合、規則に該当する者に支給します。																													
勤務態様	・2交替制 (4週155時間以内、休日8日) 日 勤 8:30 ~ 17:15 (休憩60分を含む) 夜 勤 16:00 ~ 9:30 (休憩2時間00分を含む)																													
休 暇 等	◎ 年次有給休暇(有給) 一の年度(4月～3月)に20日付与されます。ただし、採用年度においては、採用の月に応じ、当該年度の付与日数が決定されます。(下表参照) なお、年次有給休暇の有効期間は、付与された日から2年間です。 <table border="1" data-bbox="363 1310 1149 1411"> <thead> <tr> <th>採用の月</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>12</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日 数</td> <td>20</td> <td>18</td> <td>17</td> <td>15</td> <td>13</td> <td>12</td> <td>10</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> ◎ 特別休暇(有給)・・・結婚休暇、産前休暇、産後休暇、忌引休暇、夏季休暇 等 ◎ 病気休暇(有給) ○ 育児休業・育児時間(無給)、育児短時間勤務(有給) ○ 介護休業、介護部分休業(無給) ○ 自己啓発等休業(無給) 				採用の月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	日 数	20	18	17	15	13	12	10	8	7	5	3	2
採用の月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																		
日 数	20	18	17	15	13	12	10	8	7	5	3	2																		
被 服	指定のユニホームを貸与します。																													
託児施設	◎ 敷地内に保育園有り 一時預かり保育、病児・病後児保育 有り																													
福利・厚生等	◎ 共済組合制度 1. 療養給付、出産費、育児休業手当等の給付 2. 厚生年金制度 3. 各種貸付金制度 4. 全国各地の保養宿泊施設の利用 ◎ 退職手当の支給 (ただし、在職期間等により支給率が異なります。) ◎ 労働保険(雇用保険・労災保険)加入																													
書類提出先 及び連絡先	〒 371-8511 群馬県前橋市昭和町3-39-15 群馬大学医学部附属病院看護部 TEL:027-220-8751(直通)																													